まちづくり活動促進事業費補助金	
都市形成支援事業費補助金	
競争力強化促進事業費補助金	国際競争力強化施設整備支援事業を除く。
的風致活用国際観光支援事業費補	

に改め、同表防災・安全社会資本整備交付金の項摘要の欄に「社会資本整備円滑化地籍整備事業を除く。」を加え、同表中

地域連携道路事業費 道路交通円滑化事業費	

を

道路交通安全対策事業費 地域連携道路事業費 道路交通円滑化事業費	

に改め、同表中

社会資本総合整備事業費	防災対策 北海道開発事業費

を

推進社会資本整備総合交付金	

を削り、同表東日本大震災復興特別会計の項港湾事業費の項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十八年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十七年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○環境省告示第四十七号

自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）第三条第三号ロの規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区に係る立入りの認定及び立入認定証の再交付の手数料の額を定める件（平成二十二年十月環境省告示第六十四号）の一部を次のとおり改正し、公布の日から適用する。

平成二十八年四月十四日　環境大臣　大塚　珠代

第四号中「二百五十円及び百円」を「百円及び二百五十円」に改める。

○関東地方整備局告示第百九十一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十八年三月三十一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月十四日　関東地方整備局長　石川　雄一

建築基準法第68条の25第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：担体流動循環方式

製造者の住所・氏名	工場の所在地及び名称
埼玉県三郷市中央１丁目17－２　株式会社アクア 代表取締役社長　大高　寛	滋賀県湖南市高松町２－１　㈱クボタ　滋賀工場 茨城県北茨城市磯原町上相田1099－46　日東電気㈱　磯原工場 沖縄県うるま市具志川3445番地　㈲三和工業 兵庫県佐用郡佐用町久崎580番地　池田化成工業㈱　上月工場 滋賀県甲賀市水口町下山40－１　㈱吉中化成

認定番号	浄化槽の名称
3－16－H－001	アクア浄化槽　ＡＣＺ－12型
〃　－１	〃　ＡＣＺ－14型
〃　－２	〃　ＡＣＺ－15型
〃　－３	〃　ＡＣＺ－16型
〃　－４	〃　ＡＣＺ－18型
〃　－５	〃　ＡＣＺ－20型
〃　－６	〃　ＡＣＺ－21型
〃　－７	〃　ＡＣＺ－25型
〃　－８	〃　ＡＣＺ－30型
〃　－９	〃　ＡＣＺ－35型
〃　－10	〃　ＡＣＺ－40型
〃　－11	〃　ＡＣＺ－45型
〃　－12	〃　ＡＣＺ－50型

○北陸地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十四日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　七号及び二百九十号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市上助渕字谷地一八五五番から同市仲間町字坂下六一五番四まで	前	二〇・七五～二九・二五メートル	〇・五九七キロメートル
	後	二〇・五〇～二九・二五メートル	〇・五九七キロメートル

㈣　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十四日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号及び二百九十号	村上市上助渕字谷地一八五〇番一から同市仲間町字坂下六一七番一まで	北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月十四日

○中部地方整備局告示第七十一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十八年三月二十八日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十八年四月十四日

中部地方整備局長　茅野　枚夫